

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

**議 会 運 営 委 員 会 記 録**

日	令和8年2月13日（金）（閉会中）			
時	午前11時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午前11時36分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	前 田 健一郎	田 畑 直 子	岳 田 雄 亮	桜 井 秀 夫
	伊 藤 隆 広	三 井 美和香	梶 澤 洋 平	亀 井 琢 磨
	盛 田 眞 弓	森 山 和 博	小松崎 文 嘉	
正副議長	松 坂 吉 則（議長） 川 合 隆 史（副議長）			
担当書記	石 黒 薫 子 岡 田 昌 樹			
説 明 員	副市長 大木 正人			
	総務局			
	総務局長 久我 千晶		総務課長 濱木 功	
	議会事務局			
	議会事務局長 香取 徹哉		議会事務局次長 寺崎 勝宣	
	総務課長 石井 克幸		議事課長 安西 雅樹	
	調査課長 松木 ゆうき			
協議案件	1 議案について 2 一般質問について 3 説明員について 4 意見書・決議案について 5 運営日程案について			
そ の 他	議長挨拶			
委 員 長 前 田 健 一 郎				

**午前11時0分開議**

○委員長（前田健一郎君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

**議長挨拶**

○委員長（前田健一郎君） 協議に先立ちまして、議長の御挨拶をお願いします。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） 開会に当たり、一言御挨拶させていただきます。

2月18日に招集されます第1回定例会におきましては、新年度予算について予算審査特別委員会を設置し、慎重審議いただくとともに、物価高対策を含む補正予算、条例案などを数多く重要案件を審議願うわけでございます。

皆様におかれましては、引き続き定例会の円滑な運営に特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして御挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

**議案について**

○委員長（前田健一郎君） それでは協議を行います。

初めに、議案について事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 それでは、議案の取扱いにつきまして御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

資料1、配付資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回提出されております議案は、市長提出議案の67件でございます。議案の内訳につきましては、専決処分1件、予算案31件、条例案29件、一般議案6件となっております。

予算案のうち、議案第2号から第4号までの3議案につきましては、物価高対策に係る補正予算でございまして、さきの幹事長会議で先行議決議案として、開会日に審議することが決定されております。審議方法については、後ほど運営日程案の際に御説明させていただきたいと存じます。

また、条例案のうち議案第34号・千葉市市長等の損害賠償責任の一部免責に係る条例の制定につきましては、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を求めることとなっておりますので、開会日に聴取した意見の写しを配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先行議決議案及び令和8年度当初予算議案以外の議案の付託先につきましては、議案付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

委員会別付託件数につきましては、5ページの欄外に記載してございますよう、総務委員会16件、保健消防委員会10件、環境経済委員会6件、教育未来委員会9件、都市建設委員会9件でございます。

令和8年度当初予算議案18件につきましては、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

いたしまして、これに付託することとなっております。

また、審査に当たりましては、5つの分科会を設置いたしまして、局別の審査をお願いしたいと存じます。

なお、予算審査特別委員会には、委員会の審査日程等を御協議いただくため、議会運営委員会委員長及び理事で構成いたします予算審査特別委員会理事会を設置することとなりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、議案質疑の方法でございますが、第1回定例会の質疑につきましては、会派の代表制とし、全議案に対して行うこととなっております。

代表質疑の順序につきましては、自由民主党、立憲民主・無所属、公明党、共産党の順となります。

議案の取扱いにつきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

御質疑等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ないようですので、以上のとおり決定いたします。

### 請願・陳情について

○委員長（前田健一郎君） 次に、請願・陳情についてでございますが、今回は請願・陳情とも提出はありませんでした。

### 一般質問について

○委員長（前田健一郎君） 次に、一般質問につきましては、資料1、配付書類6ページから10ページを御覧ください。

市政に関する一般質問通告一覧表の記載のとおり、通告者32名、通告時間12時間10分となっておりますので、御了承願います。

### 説明員について

○委員長（前田健一郎君） 次に、説明員につきましては、資料1、配付書類11ページを御覧ください。

今定例会に出席する旨、議長に報告がありましたのは、記載のとおりでありますので、ご了承願います。

### 意見書・決議案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書・決議案につきましては、資料2、令和8年第1回定例会意見書・決議案のとおりでございます。

提出会派の説明をお願いいたします。

まず、共産党さんからお願いします。柗澤委員。

○委員（柗澤洋平君） では、ナンバー1から御説明申し上げます。

初めに、保育士配置基準のさらなる改善を求める意見書案であります。

保育所の機能拡充が進む一方で、保育士の配置基準の改善が進まずに、保育士の負担増が深刻であります。保育所での事故が増えている状況などを踏まえ、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも、その改善が急務であるということでもあります。

国は、2024年4月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正し、保育士1人に対して3歳児は15人、4・5歳児は25人と配置基準が引き上げられましたが、経過措置を設け、当分の間は従前の配置基準により運営することも妨げないとしております。

また、1歳児は配置基準引上げの法令改正は行わず、代わりに保育士1人に対して6人以上から5人以上に引き上げた場合に加算する措置を設けたものの、要件が厳しいため、対象となる施設が限定をされています。

全ての施設において、配置基準以上の条件での保育を実現するためには、法令改正による1歳児の配置基準の引上げと、3歳児、4・5歳児の経過措置の撤廃をすべきであるというふうに思います。

さらに、より一層の保育士の負担を軽減し、子供一人一人に対する丁寧な関わりを保障するために、全ての年齢の配置基準をさらに改善することが保育現場と保護者の切なる願いであります。

よって、本市議会は国に対し、保育士配置基準のさらなる改善を強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー2でございます。治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書案であります。

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し、侵略戦争に反対したため治安維持法で政党・団体・個人が弾圧をされ、多くの国民が犠牲を被りました。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数10万人、送検された人6万8,274人、起訴6,550人と、警察署で虐殺された人93人、刑務所・拘留所での虐待・暴行・発病などによる死者は400人余りに上っているとされています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止をされたわけですが、その犠牲者に対して政府は謝罪あるいは賠償もしていないということでもあります。

世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでおります。1993年の日本弁護士連合会主催の人権擁護大会では、治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者としてその行為は高く評価されなければならないと指摘し、補償を求めています。

再び戦争と暗黒政治が行われることを許さないためにも、国は治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法律を制定し、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすること、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表することが必要であります。

よって、本市議会は国に対し、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を強く求めるものであります。

続きまして、ナンバー3でございます。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案であります。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であるとともに、断じて許

すことのできない人権侵害であり、国家の責任において解決すべき喫緊の課題であります。

しかしながら、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現して以来、拉致問題の解決に向けた進展は見られておりません。

このような中、昨年2月、拉致被害者の有本恵子さんの父、有本明弘さんが最愛の家族との再開を果たすことなく逝去され、政府が認定しました未帰国の拉致被害者の親世代で健在なのは、横田めぐみさんの母、横田早紀江さんのみとなってしまいました。

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の代表で、横田めぐみさんの弟、横田拓也さんは、被害者の親世代が健在なうちに、全拉致被害者の即時一括帰国が果たさなければならない、政府は一刻も早く日朝首脳会談を実現してほしいと、強く訴えております。

拉致問題の早期解決は国民全ての願いであり、拉致被害者とその家族が高齢となる中、もはや一刻の猶予も許されず、今こそ政府は拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。

よって、本市議会は国に対し、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を強く求めるものであります。

続いて、ナンバー4です。非核三原則の堅持を求める意見書案であります。

日本政府は、核兵器を持たず、作らず、持込ませずという非核三原則を国是としております。1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明をし、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決をされて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持しております。

しかしながら、今日、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、日本の安全保障を担当する政府高官が、日本は核保有すべきだと発言したことも報じられるなど、非核三原則の見直しの話が出ており、その動きを不安視する声があります。

長年、核兵器の廃絶を訴え続け、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、日本政府に対し、日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも、核攻撃の標的になることも許すことができないとして、非核三原則を堅持し、核兵器も戦争もない人間社会に向けて世界の主導的役割を担うことを強く求めています。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはなりません。被爆の実相を次世代に伝えながら、非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことが、唯一の戦争被爆国である我が国の使命であります。

よって、本市議会は国に対して、非核三原則の堅持を強く求めるものであります。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 次に、公明党さん、お願いいたします。

○委員（桜井秀夫君） ナンバー5です。脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書についてです。

若干マイナーなあれですので経緯を確認しますが、平成27年の第4回定例会で、ブラッドパッチのことであるとか、令和5年第3回定例会で、硬膜外自家血注入のこととか、それをいろいろ全会一致で採択していただいたこの関係の脳脊髄液漏出症、減少症とも言いますけれども、そういったことの第3弾となりますので、よろしく願いいたします。

内容を確認させていただきます。

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

など多様な症状が生じる疾患でございます。外部からは見えないので、怠けているとか、そういうことを言われてしまうということは前も、この場でお伝えさせていただいたとおりです。

そういった誤解の中で、平成28年からは、診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）、これも採決していただきましたが、これが保険適用になったということで、専門的な診療体制の整備が進んでおりますけれども、社会的認知はなお十分とは言えない状況です。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われておりますけれども、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）では、後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないという御指摘があります。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められるところです。

政府においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう適切な措置を講ずることが期待されております。

したがって、下記の事項を強く求めるところであります。国に対して求めます。

記。

1、自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

2、被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上でございます。

続きまして、ナンバー6、非核三原則の堅持を求める意見書案となります。

非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきたものであります。

また、我が国は被爆国として核兵器のない世界を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してまいりました。さらに、国連の場においても、非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声があります。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものと考えます。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命と考えます。

したがって、本市議会は国に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものでございます。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。最後に自民党さん、お願いします。岳田委員。

○委員（岳田雄亮君） ナンバー7です。火葬場の整備等に対する財政措置及び関係法令の整備を求める意見書ですけれども、これは公明党さんと共同提出という形で、今日は代表して私のほうから説明をさせていただければと思っております。

本意見書は、火葬場の整備等に対する国の財政措置を求めるものであります。

現在、全国的に高齢化が進展し本格的な多死社会の到来により、火葬需要のさらなる増加が見込まれております。

多くの自治体において火葬待ちの長期化や施設の老朽化が課題となり、新增設や建て替え、設備の更新が喫緊の課題となっております。千葉市においても高齢化の進展に伴い、火葬需要の増加は避けられず、安定的かつ円滑な火葬体制の確保が重要な課題となっております。

しかしながら、火葬場は市民生活と公衆衛生を支える極めて公共性の高い施設であるにもかかわらず、一般廃棄物処理施設等とは異なり、国の財政支援制度が整備されておられません。

また、自治体が実質的に整備・運営を担っている一方、その役割を裏づける法整備も十分でない状況にあります。

こうした課題については、全国市長会及び全国市議会議長会においても国へ制度整備を求めており、本市としても同様の対応を求めるため、本意見書を提出するものであります。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 次に、ナンバー8、民泊において地域の実情に配慮した必要な措置を講ずることを求める意見書について御説明申し上げます。

民泊は、観光振興や空き家活用などといった面で一定の効果が認められる一方で、全国的に様々な課題、問題が生じているところでございます。

法律上、住宅宿泊事業者による地域への説明が義務化されていないことや、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任範囲が明確化されておらず、運営体制が不十分なまま実施されることで、トラブル発生時に適切な対応ができない事例というものが散見されております。

また、利用者によりまして騒音やごみ出しのルール違反など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例も社会問題化しておりまして、既存の枠組みの中で十分に対処できているとは言えない状況でございます。

本市においては、大型集客施設を抱えている背景もございまして、民泊の進出により、今後の生活環境の悪化が懸念をされているところでございまして、5項目について要望するものでございます。

次に、ナンバー9、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に向けた措置及び国の財政支援を求める意見書について御説明申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権に対する重大な侵害であるとともに、基本的人権を踏みにじる断じて許し難い人権侵害であります。

平成14年に5名の拉致被害者が帰国して以来、残された被害者の帰国は一人として実現をしていない状況です。被害者の御家族が高齢化いたしまして、肉親との再開を果たせぬまま亡くなる方も後を絶たない中で、拉致問題の解決には一刻の猶予もない状況にございます。

この問題の解決には、政府の強い取組に加えまして、拉致問題は絶対に許さないという国民世論をより強固にしていくことが不可欠でございます。そういった国民世論の醸成においては、地方自治体において役割を与えておりまして、法の趣旨に基づいて国民の認識を深めるための

啓発活動に積極的に取り組んでおります。

本市におきましても、今、市役所1階でパネル展を開催しておりますし、昨年はモノレールの車内広告の掲出ですとか、市職員のブルーリボンの着用など、できる限りの取組をしていただいている中ではありますけれども、地方自治体は全国的に財政状況が厳しい中で、単独財源のみでは、この啓発活動のさらなる強化拡大には限界があるというところが実情でございます。

つきまして、地方自治体の機能を最大限に発揮させるために、国に強力な財政支援を求めるものになっております。

例えばなんですけれども、自衛官募集事務というのがありまして、あれは法定受託事務でやっております、国から毎年28万2,000円頂いております。それを基に、モノレールのところに自衛官募集のポスターを掲出したりとかしております。

そういった、数十万円でもあれば、このポスター掲出とかできるところがありますので、ぜひ財政支援を国のほうにお願いしたいというところがございます。

続きまして、ナンバー10、決議案のほうになります、フェアトレードの理念を尊重し、その取組を支持する決議の御提案でございます。

本市においても、フェアトレードの取組を一生懸命進めておりまして、昨年の2月には、本市と産学官の連携による千葉市フェアトレードタウン推進協議会が設立され、啓発活動やフェアトレード産品を取り扱う店舗数の拡大に向けた動き、そういったところも加速しているところでございます。

そういった中で、フェアトレードタウンの認定に向けて本市も動いているという中において、実はこのフェアトレードタウンの認定には議会の決議が必要という要件もありますことから、本市の執行部の取組を後押しする意味でも、ぜひ今回決議を議会のほうで採らせていただきたいという御提案でございます。

文面については、こちらのとおりでございますので、読んでいただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

御質疑等があればお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 少し、内容的にも重なるあれが目立つ今回の意見書のことでございますが、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

ナンバー4の、共産党市議団の方の出された、非核三原則の堅持を求める意見書についてです。今申し上げましたように、ちょっと内容的にも重なるところがあるかなという気もしながら、拝見をさせていただいたところがございます。

その中で、若干気になることが1つ、2つあるので、1個は政府高官が日本は核保有すべきだと発言されたということが報じられたということですが、それは私たちも存じ上げているんですが、ちょっとこの辺って裏取りとかあるのかなというか、オフレコの話だったというところもありますけれども、いやいや共産党なりに、こういった情報源は確かな情報源なのだということは、確認が取れているとかそういったことがあるのかどうか、そこを知りたいなと思えました。これが1点目です。

あとは、質問というよりも、内容的に、恐らく平和国家としてこういったことは大事なんだ

とおっしゃっていることは文言から確認が取れるんですけども、私たちは例えば安全保障の観点からも、例えばアメリカはそういったことを歓迎していないということを、既に報道担当のほうも日本が核を持つことを歓迎していないと、逆に持たないほうのリーダーとして頑張ることを期待しているみたいなことは表明されていますが、そういった安全保障の面でも持たないほうがいいという考え方で私たちは出していますけれども、そこは共有できるんでしょうか、特に言及されていないですけども、そういう安全保障の実務的なところでも持たないほうがいいんだという趣旨でも理解してよろしいでしょうかというところは、確認させてください。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ありがとうございます。

1点目でございますが、政府高官のというところでございます。これはもう既に新聞、テレビ等々で報道されているとおりでございますので、そのニュースソースにのっとったものでございますので、特段我々が、じゃ、どうだこうだ、裏を取ってどうだということではなくて、一般のメディアでの報道での範疇で、これはもう十分に社会に通念上理解、（発言する者あり）通念上なられている問題かなと思われま。

あと、もう一点のそのアメリカとの核共有というか、何かそういうあれですか、（「平和理念だけじゃなくて、安全保障の観点からもそのほうが有益だという考え方なんですか」と呼ぶ者あり）いずれにしても、この非核三原則というのは、持ち込ませずという原理原則を国是としてきたわけでございますので、それをだからある意味で秘密裏含めて国内に持つてくるというのは、ここで言っている被団協の皆様もそれはむしろ狙われることになるよ、むしろいろんな国際社会上の問題が生まれてしまうよということは国際的に言われている話でございますから、そこはやはり我々としてはしっかり非核三原則を堅持することでの意見書という御理解をしていただけたらよろしいのかなというふうに思います。

○委員長（前田健一郎君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 拉致被害の、自民党さんが出しているところでございますけれども、同趣旨の意見書を今回、我々はもう奇遇なのか分かりませんが出ていまして、ここに対する見解の整理をしておきたいんですが、やっぱり1番、2番と要望項目がございますよということで、当然ながらこの1番目の趣旨というのはほぼ一致するような中身になっているのかなという気がしております。

2番目の地方自治体に対する啓発事業の予算等々ですね、これはやっぱりどうしてもこれは必要なものだという認識、ある意味一致点でうまくやれる範疇があるのか、ちょっとその辺の見解についていただけますでしょうか。

○委員長（前田健一郎君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ありがとうございます。

2番のところでございますけれども、我が会派としてもこの拉致問題の取組、啓発理念の取組というのを、毎年予算要望の中にも入れさせてもらっているところなんですけれども、なかなか予算を伴った事業というところが進みづらいというところがあって、今年度初めてモノレールの中の広告スペースを、市が買って1か月掲出したというところがありますけれども、そ

れでもやっぱり厳しい中でちょっとしか予算がつかなかったというところがありますので、その限られた期間だけぼんとやる、パネル展とかもイベント的にぼんとやる、これパネル展は予算がかかっていないんですけれども、というよりはもうちょっとそこら辺を膨らませてもらえれば、通年でいろんな啓発利用というのができるのかなというところは常々感じていたところでございまして、市の取組をさらに強固にしていくためには、国からもうちょっと補助があったほうがいいなという実情のところでございます。

○委員長（前田健一郎君） 梶澤委員、よろしいですか。  
御質疑等があればお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） それでは、質疑がないようですので、これらの意見書・決議案につきましては、次回以降に御協議願いたいと存じます。

### 運営日程案について

○委員長（前田健一郎君） 最後に、運営日程案について、事務局より説明いたさせます。事務局次長。

○議会事務局次長 運営日程案につきまして御説明申し上げます。

資料1、配付書類の12ページをお開きいただきたいと存じます。

会期につきましては、2月18日水曜日から3月17日火曜日までの28日間を予定してございます。

開会日でございますが、恐れ入ります、資料3、2月18日の議事の流れをお開きいただきたいと存じます。

開会日の2月18日水曜日は、午後1時開会でございます。

開会後は、諸般の報告の後、会議録署名人選任、会期の決定がございます。

次に、議案の上程、提案理由の説明、先行議決議案の審議がございます。この提案理由説明につきましては、先行議決議案を含む当初上程議案の全てを行うこととしております。

提案理由説明後、一旦本会議を休憩いたしまして、議案第2号から第4号までの物価高対策に係る補正予算の先行議決議案につきまして、全員協議会での議案研究をお願いいたします。

なお、この全員協議会は、効率的に審議を進める観点から、議場にて開催していただきたいと存じます。

質疑につきましては、1回目から質問席で行っていただくようお願いいたします。

本会議再開後は、先行議決議案について委員会付託を省略し、全員協議会で決定した方法にて採決をお願いした後、この日は散会でございます。

恐れ入ります、資料1、配付資料の12ページにお戻りいただきたいと存じます。

本会議散会後は、先行議決議案以外の議案について議案研究を行っていただきますが、期間は24日火曜日までの4日間でございます。

議案研究日程表につきましては、当日配付させていただきます。

なお、代表質疑の通告締切りは、24日の午後4時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

25日水曜日は、休会日でございます。

26日木曜日と27日金曜日の2日間は、代表質疑でございます。

26日は午後1時開議で、代表質疑は2会派でございます。

なお、この日の午前11時開催の議会運営委員会は、意見書・決議案の修正等がございましたら、開催させていただく予定で記載しております。開催しない場合は、中止の旨を御連絡させていただきたいと存じます。

27日金曜日は、午前10時開議でございます。

代表質疑は2会派でございます。

代表質疑が終了いたしますと、先行議決議案と令和8年度当初予算議案以外の議案等を、議案付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

その後、令和8年度当初予算議案を、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置いたしまして、こちらに付託いたしたいと存じます。

本会議散会後は、議場におきまして、予算審査特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選、分科会の設置、分科会委員の選任、分科会の正副主査の互選、理事会の設置をお願いいたします。

委員会はここで一旦休憩し、理事会の開催をお願いいたします。

この理事会におきましては、特別委員会及び分科会の日程並びに審査方法等について御協議をお願いいたします。

理事会が終わりますと、特別委員会を再開し、予算の総括説明をお受けいただきたいと存じます。

3月2日月曜日から5日木曜日までは、分科会でございます。

2日月曜日と4日水曜日は総務、保健消防の両分科会を、また、3日火曜日と5日木曜日は環境経済、教育未来、都市建設の各分科会を開催していただき、令和8年度当初予算議案の局別の審査をお願いいたします。

6日金曜日と9日月曜日は、常任委員会でございます。

10日火曜日から16日月曜日までの5日間は、一般質問でございます。

質問者につきましては、運営日程案に記載のとおりでございます。

10日は午後1時開議でございます。

11日水曜日は、午前10時開議でございます。

なお、この日の本会議散会后、改めて分科会を開催していただきまして、指摘要望事項の検討をお願いいたします。

12日木曜日は、午前10時開議でございます。

なお、この日は請願・陳情の2回目の締切日とさせていただきます。

13日金曜日は、午後1時開議でございます。

なお、この日の午後の休憩時に予算審査特別委員会の理事会を開催していただきまして、分科会報告等の協議をお願いいたします。

16日月曜日は、午前10時開議でございます。

一般質問が終了し、本会議が散会いたしますと、引き続き予算審査特別委員会を開催していただきまして、分科会報告、意見表明、特別委員会としての採決がございます。

なお、この日の午後の休憩時に、最終日の議事の流れ及び意見書・決議案の協議等のため、

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議会運営委員会を開催させていただきたいと存じます。

最終日、17日火曜日は午前10時開議でございまして、委員長報告、討論、採決でございまして。

最後に、市長の御挨拶がございまして、閉会でございます。

運営日程案につきましては、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） 以上のとおり決定いたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時36分散会